

沖縄県鳥獣保護管理員の業務内容

1 鳥獣保護パトロール（月1回程度）

- (1) 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の管理
 - ・鳥獣保護区等の標識（看板）の確認および必要な箇所提案など
- (2) 一般住民及び狩猟者に対する指導
 - ・違法捕獲等に関する指導および県への情報提供など
- (3) 鳥獣の生息状況等に関する調査
 - ・鳥獣の種類や羽（頭）数のカウントなど

2 全国一斉ガンカモ類生息調査（毎年1月）

ガンカモ類の生息調査は、昭和45年から全国一斉に実施しており、湿地の保全や鳥獣保護区の設定等に活用するため、ガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況及び渡来傾向、保護管理を図るべき生息地等についての基礎資料を得ることを目的としています。また、宮古地区においては毎年10月にサシバの飛来調査を実施します。

3 その他（必要な時にその都度勤務の通知をします）

- (1) 狩猟取締りの実施
 - 鳥獣保護管理員等からの違法捕獲等に関する情報提供を受けて、県職員と鳥獣保護管理員が合同で取締りを実施することがあります。
- (2) 鳥獣捕獲許可証及び鳥獣飼養登録票の検査並びに休猟区、猟区、店舗等の立入検査
 - 鳥獣保護管理員等からの違法捕獲等に関する情報提供を受けて、県職員と鳥獣保護管理員が合同で検査を実施します。また、種の識別等で鳥獣保護管理員へ鑑定を依頼することがあります。
- (3) 鳥獣の保護及び管理に関する思想の普及啓発
 - 愛鳥週間などの行事において、鳥獣保護管理員へ協力を依頼することがあります。
- (4) 鳥獣の保護及び管理に関する調査
 - 全国一斉ガンカモ類生息調査のほかに、必要に応じて調査を依頼することがあります。
- (5) 傷病鳥獣救護及び感染症発生時の初期対応
 - 必要に応じて、傷病鳥獣の救護や鳥インフルエンザ関連の調査を依頼することがあります。